

□ 酒田市十里塚風力発電事業（仮称）環境影響評価（自主アセスメント）準備書に係る自然環境部会各委員から事前に提出のあった意見

◎意見

準備書 ページ	内 容
【全体的事項】	
—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準をみたしていても最善の注意をはらう様に要望いたします。 【山崎委員】 ・ 自主アセス（環境影響評価）を行う目的が県営P209、酒田P157に簡単に記されていますが、その位置付け、法アセスとの差異、評価結果の扱い等を環境影響評価書の冒頭に記載してはいかがでしょうか。 【本橋委員】
【第2章 事業の目的及び内容】	
4	<p>事業実施区域の選定経緯について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図2-1(2)法令等条件においては、適地条件②として自然公園等があげられており、自然公園は(特別地域を除く)区域とされている。これは(このチャートに従えば)自然公園の普通地域は事業適地として選定されることになる。しかしながら、環境計画第3次山形県環境計画では『優れた自然の風景地として指定されている自然公園内には、風力発電適地も多いことから、その導入を促進するため、当該自然公園の価値を著しく損なうおそれのある地域や貴重な動植物の生息・生育に重大な影響を及ぼすおそれのある地域等を除き』(p19)と明記されており(準備書p7にも明記!)、当該自然公園の価値を著しく損なうおそれのある地域とは、庄内海浜県立自然公園においては景観の中心中核である「庄内砂丘」である(p47住民等の意見No. 17参照)。したがってこの選定経緯は県の環境計画を踏まえたものでないで、しかるべき訂正を要求する。 ちなみに「県営事業」には選定経緯は見当たらない。 【幸丸部会長】
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転開始時期は記されていますが、工事開始時期が記載されていないようです。第20回環境影響評価審査会(H25. 9. 27)議事録には企業局の見解として「環境影響評価が進んでいく中で酒田市と調整をしながら工事工程を検討し」と記されています。環境影響評価書に、両事業の工程を明記すべきではないでしょうか。 【本橋委員】
13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「(6)事業の主要設備の配置計画その他の土地の利用に関する事項」において、『風力発電設備建設後の改変面積は、風力発電設備のタワー部(直径:約4.3m)による44㎡である。』の記載内容に不明瞭な部分があるため、本文についてご教示ください。 【坂川委員:東北地方環境事務所長】(☆)…(☆)は質問として提出あったがその内容から意見として整理し、併せて質問にも併記したもの。以下同じ。 ・ また、各設備の15㎡の計算過程をご教示ください。 【坂川委員:東北地方環境事務所長】(☆) ・ 表2-1「主要設備の配置計画」に示されている改変面積の合計値(約44㎡)は、p27の表2-4「工事に係る改変面積」の工事施工ヤードに含まれると解してよいか、ご教示ください。 【坂川委員:東北地方環境事務所長】(☆)

準備書 ページ	内 容
19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事用資機材等の仮置場、工事事務所（仮設休憩所、仮設トイレ、仮設駐車場等）は設置する予定か、設置するのであればその設置場所についてご教示ください。また、評価書以降に、その位置について記載してください。 <p>【県営・市営事業共通】 【坂川委員：東北地方環境事務所長】（☆）</p>
34	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中、降雨に伴って発生する濁水が海域に流入しないよう沈砂タンクを設置するとあるが、その設置位置と構造について図を用いてご教示ください。また、評価書以降に、その設置位置と構造について記載してください。 <p>【県営・市営事業共通】 【坂川委員：東北地方環境事務所長】（☆）</p>
40	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別のヤードで植栽等行うとあるが、緑化計画の記載がないため、工事後の緑化計画に関する実施事項についてご教示ください。また、評価書以降にその緑化計画等について記載してください。 <p>【県営・市営事業共通】 【坂川委員：東北地方環境事務所長】（☆）</p>
41	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建造物の塗装時等の際、光化学オキシダントの生成の原因の一つである揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）の排出又は飛散を抑制するため、低VOC塗料（水性塗料等）を使用する等のVOC排出抑制措置を行うべきだが、本事業の設備の塗装はどのようにする予定かご教示ください。 <p>【県営・市営事業共通】 【坂川委員：東北地方環境事務所長】（☆）</p>
46	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表2.2-8「県営事業との累積的影響について、予測・評価を行った環境影響評価項目」において累積的影響があると判断し、予測・評価を行った項目は、県と市で異なっている。これらの項目に相違があると、両事業の準備書が適切な調査・予測・評価結果であるかどうか、環境の保全の見地から言及しがたい。これらの選定理由と非選定理由について、ご教示ください。また、この選定理由、非選定理由については、第5章にも記載がないため、評価書以降に記載すべきと考えられるが、貴見をご教示ください。 <p>なお、山形県との相違点としては、『土地または工作物の存在及び供用』に「生態系」がなく、「電波障害」が含まれている。</p> <p>【県営・市営事業共通】 【坂川委員：東北地方環境事務所長】（☆）</p>
【第3章 事業実施区域及びその周辺の自然的社会的状況】	
71、72、 141、 142、 144、145	<ul style="list-style-type: none"> ① 表3.1-25（1）「地下水調査結果（概況調査）」の下記の項目名について、平成29年4月1日より変更となっているので、以降、適切に記載してください。 塩化ビニルモノマー → クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー） 参考：http://www.env.go.jp/press/102349.html ② 海域に関する「水質汚濁に係る環境基準」において、エ表（底層溶存酸素量の基準値）についても記載してください。 ③ 表3.2-20 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）備考の2及び4を以下のURLを参考の上、正確な表現に修正してください。 参考：http://www.env.go.jp/ki_jun/wt1.html ④ 表3.2-25「土壌の汚染に係る環境基準」において、1,1-ジクロロエチレンの土壌汚染に係る環境基準について、以降、適切に記載してください。

準備書 ページ	内 容
	<p>(誤) 検液 1Lにつき0.02mg以下であること (正) 検液 1Lにつき0.1mg以下であること</p> <p>⑤ 表3.2-25「土壌の汚染に係る環境基準」において、平成29年4月1日より下記の項目及び基準が追加となるので、以降、適切に記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）環境上の条件：検液 1Lにつき、0.002mg以下であること ・1,4-ジオキサン 環境上の条件：検液 1Lにつき、0.05mg以下であること <p>参考：http://www.env.go.jp/press/102349.html</p> <p>以上いずれも【坂川委員：東北地方環境事務所長】</p>
【第4章 環境影響評価方法書への意見及びそれに対する事業者の見解】	
151～ 153	<p>方法書に関するパブリックコメントについて 全体的意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブコメの通例であるが、市民からの意見に対して事業者から一方的に見解が述べられるだけで、それ以後のやりとりがなく合意形成には不十分であると思われる。本審議会の責務として、『住民意見』に対する事業者の見解が妥当なものであるかを検証する必要がある。 <p>事例①：意見No.1は事業の経済性（や社会的必要性）についてもアセスメントが必要ではないかという意見であり、現行の影響評価法によるアセスメントの根本的欠陥を突く意見であるが、事業者の見解としては別途検討していくことが適切と述べるのみである。県企業局及び酒田市の事業を一体として取り扱うことにより広範な（アセス法の範疇を超えても）議論が可能となるのではないか。</p> <p>事例②：意見No.8は、事業目的から見て一体の事業として捉えるべきというものであるが、事業者の見解は、事業目的が（表現上）異なると述べるのみである。→「企業局事業」への質問</p> <p>事例③：No17は、事業者（酒田市）が庄内海浜を高く評価し、保全を宣言しているにもかかわらずその核心部に風力発電施設を建設することに深い疑義を示しているが、事業者見解は庄内砂丘の景観・風景的価値に対する認識の欠如を示している。</p> <p>以上いずれも【幸丸部会長】</p>
【第6章 環境影響評価の結果 大気質】	
227	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細な工事工程計画作成においては、工事交通量の平準化や通勤車両の乗り合い、周辺住民への配慮事項など、県と市と協議の上、効率的な工事の実施及び施設の稼働に努め、環境保全措置を実施するべきと考えられるが、貴見をご教示ください。 <p>【県営・市営事業共通】 【坂川委員：東北地方環境事務所長】（☆）</p>
【第6章 環境影響評価の結果 風車の影】	
396	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に係る風車の影の評価における年間の日影時間について、予測・評価行うべきと考えられるが、貴見をご教示ください。

準備書 ページ	内 容
	<p>(参考にされた基準目標については、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」(環境省総合環境政策局、平成25年)において示されている海外のガイドラインの指針値「(実際の気象条件を考慮しない場合)風車の影がかかる時間が年間30時間かつ1日30分を超えない」を参考にされたい。) 【坂川委員：東北地方環境事務所長】(☆)</p>
<p>【第6章 環境影響評価の結果 動物・植物・生態系】</p>	
574	<p>・ 渡り鳥の衝突確率について市事業のみの値が記載されているが、県事業と近接して行われることから、累積的影響(6基設置された場合の確率)について予測、評価するべきであると考えられるが貴見をご教示ください。 【坂川委員：東北地方環境事務所長】(☆)</p>
576	<p>・ 当該事業実施区域は、我が国有数の渡り鳥の重要な飛来地として国指定最上川河口鳥獣保護区に指定されており、ガン・カモ類やハクチョウ類の渡りルート上に位置していることから、渡り鳥へのバードストライク等の影響を軽減する必要があると考える。渡り鳥の飛来のピークとなる時期における環境保全措置の考え方について、貴見をご教示ください。 【坂川委員：東北地方環境事務所長】(☆)</p>
581～	<p>・ 風車設置予定地の東側に生育するクロマツ海岸林の材線虫病被害に関する現状把握の記載が見当たりません。仮に、風車設置後に被害が確認されるようなことがあれば、風車建設の影響があったと判断されることとなります。現状を把握しておくべきと考えます。 【野堀委員】(☆)</p>
676	<p>・ オオタカについて海浜・砂丘地生態系内での飛翔は確認されないことで注目種として選定しないとのことであるが、市、県の調査ともに海浜部での飛翔が確認されており、さらに県の準備書では選定されていることから、市の準備書においても注目種に選定し、影響の予測、評価を行うべきと考えるが、貴見をご教示ください。 【坂川委員：東北地方環境事務所長】(☆)</p>
677	<p>・ 両事業において重要な種や生態系への影響を予測する際の注目種等の選定が異なっている。両事業の位置は近接していることから、お互いの調査結果を共有したうえで、予測、評価を行うべきと考えるが、貴見をご教示ください。 【県営・市営事業共通】 【坂川委員：東北地方環境事務所長】(☆)</p>

□ 酒田市十里塚風力発電事業（仮称）環境影響評価（自主アセスメント）準備書に係る自然環境部会各委員から事前に提出のあった質問

◎質問

準備書 ページ	内 容	見 解
【全体的事項】		
—	<ul style="list-style-type: none"> 方法書手続き終了時点から本準備書の提出までの間に行われた関係者（山形県、漁業関係者、関係機関、周辺自治会等の地元住民、電力供給先等）に対する本事業の説明協議状況について、また、関係者から要望・要請事項があればその内容についてご教示ください。 <p>【県営・市営事業共通】 【坂川委員：東北地方環境事務所長】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民説明会では、どのような発言がありましたか。 【山崎委員】 	<p>【整理中】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主な質問、意見の趣旨は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業目的の一つに市民への利益還元とあるが具体的には何か。 ○ 地球温暖化防止、脱原発のために再生可能エネルギーに転換していくべきである。 ○ 風車の色は白にすべきである。 ○ 鳥類の事後調査の頻度と期間を聞きたい。 ○ 維持管理の費用はどうするのか。 ○ 海岸ではなくクロマツ林の中に建設したほうがいい。 ○ 防浪砂堤の破堤による飛砂被害は海岸侵食が原因なので、海岸保全施設の設置を要望すべきである。 ○ バードストライクについてどう評価しているのか。 ○ 準備書の一部を黒塗りにしているのはなぜか。 ○ 湯野浜海岸の防浪砂堤復旧の現場を学んでほしい。
【第2章 事業の目的及び内容】		
3	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、「風力発電の適地を有する本市の役割を果たし、山形県エネルギー戦略の実現に貢献していくとともに、本事業によって得られる利益を市民に広く還元することを目的としている」とあるが、本事業実施に伴う利益 	<p>【整理中】</p>

準備書 ページ	内 容	見 解
	を市民に還元する事業等について、現在、検討している範囲で可能な限りご教示ください。 【坂川委員：東北地方環境事務所長】	
13	<ul style="list-style-type: none"> 「(6)事業の主要設備の配置計画その他の土地の利用に関する事項」において、『風力発電設備建設後の改変面積は、風力発電設備のタワー部（直径：約4.3m）による44㎡である。』の記載内容に不明瞭な部分があるため、本文についてご教示ください。 【坂川委員：東北地方環境事務所長】 	【整理中】
13	<ul style="list-style-type: none"> また、各設備の15㎡の計算過程をご教示ください。 【坂川委員：東北地方環境事務所長】 	【整理中】
	<ul style="list-style-type: none"> 表2-1「主要設備の配置計画」に示されている改変面積の合計値（約44㎡）は、p27の表2-4「工事に係る改変面積」の工事施工ヤードに含まれると解してよいか、ご教示ください。 【坂川委員：東北地方環境事務所長】 	【整理中】
19	<ul style="list-style-type: none"> 工事用資機材等の仮置場、工事事務所（仮設休憩所、仮設トイレ、仮設駐車場等）は設置する予定か、設置するのであればその設置場所についてご教示ください。また、評価書以降に、その位置について記載してください。 【県営・市営事業共通】 【坂川委員：東北地方環境事務所長】 	【整理中】
34	<ul style="list-style-type: none"> 工事中、降雨に伴って発生する濁水が海域に流入しないよう沈砂タンクを設置するとあるが、その設置位置と構造について図を用いてご教示ください。また、評価書以降に、その設置位置と構造について記載してください。 【県営・市営事業共通】 【坂川委員：東北地方環境事務所長】 	【整理中】
40	<ul style="list-style-type: none"> 土地の造成に関する事項で、「(クロマツ林を)基本的に伐採しない」と記されています。どのような状況と規模で伐採が必要になりうると考えられるのでしょうか。 【本橋委員】 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点の工事計画では、クロマツ林の伐採が必要となる工程はありませんが、工事実施時期に最新の現地状況を確認する必要があると考えていることから、ご指摘のとおり表現で記載しました。枝払い等が必要となった場合は、庄内森林管理署と協議のうえ、適切に対応いたします。
40	<ul style="list-style-type: none"> 第20回環境影響評価審査会において、風力発電施設の耐用年数が経過した際、事業の継続の有無については、その時点での判断になるとのことだが、仮に、事業を中止する際は、施設を撤去後、原状回復するものと解してよい 	【整理中】

準備書 ページ	内 容	見 解
	か、貴見をご教示ください。 【坂川委員：東北地方環境事務所長】	
40	<ul style="list-style-type: none"> 個別のヤードで植栽等行うとあるが、緑化計画の記載がないため、工事後の緑化計画に関する実施事項についてご教示ください。また、評価書以降にその緑化計画等について記載してください。 【県営・市営事業共通】 【坂川委員：東北地方環境事務所長】	【整理中】
41	<ul style="list-style-type: none"> 構造物の塗装時等の際、光化学オキシダントの生成の原因の一つである揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）の排出又は飛散を抑制するため、低VOC塗料（水性塗料等）を使用する等のVOC排出抑制措置を行うべきだが、本事業の設備の塗装はどのようにする予定かご教示ください。 【県営・市営事業共通】 【坂川委員：東北地方環境事務所長】	【整理中】
46	<ul style="list-style-type: none"> 表2.2-8「県営事業との累積的影響について、予測・評価を行った環境影響評価項目」において累積的影響があると判断し、予測・評価を行った項目は、県と市で異なっている。これらの項目に相違があると、両事業の準備書が適切な調査・予測・評価結果であるかどうか、環境の保全の見地から言及したい。これらの選定理由と非選定理由について、ご教示ください。また、この選定理由、非選定理由については、第5章にも記載がないため、評価書以降に記載するべきと考えられるが、貴見をご教示ください。 なお、山形県との相違点としては、『土地または工作物の存在及び供用』に「生態系」がなく、「電波障害」が含まれている。 【県営・市営事業共通】 【坂川委員：東北地方環境事務所長】	【整理中】
【第3章 対象事業実施区域及びその周辺の自然的社会的状況 動物・植物・生態系】		
81～86、 91、98	<ul style="list-style-type: none"> 重要な動物、植物の種数と、上位性・典型性・特殊性のある種についても、県と市の結果が異なっているが、このことについて貴見をご教示ください。 【県営・市営事業共通】 【坂川委員：東北地方環境事務所長】	【整理中】
【第6章 環境影響評価の結果 大気質】		

準備書 ページ	内 容	見 解
227	<ul style="list-style-type: none"> 詳細な工事工程計画作成においては、工事交通量の平準化や通勤車両の乗り合い、周辺住民への配慮事項など、県と市と協議の上、効率的な工事の実施及び施設の稼働に努め、環境保全措置を実施するべきと考えられるが、貴見をご教示ください。 <p>【県営・市営事業共通】 【坂川委員：東北地方環境事務所長】</p>	【整理中】
【第6章 環境影響評価の結果 騒音・振動・超低周波音】		
255	<p>① 「低騒音型の建設機材の採用に努める」とありますが、これにより騒音レベルの予測結果はどのように変わのでしょうか。また、低騒音型建設機材の採用見込みはどの程度でしょうか。 【本橋委員】</p> <p>② 整合性を図る基準が85 dB以下となっていますが、これは特定建設作業の場所の敷地の境界線における値かと思えます。これを最寄り民家付近の値と比べて良いのでしょうか。 【本橋委員】</p>	<p>① 低騒音型建設機械の採用については、工事発注時に工事業者に対して、可能な限り採用するよう指導を行う予定です。低騒音型建設機械の採用による騒音レベルの予測結果の変化については、通常の建設機械を条件として予測しており、工事業者の採用状況により異なりますが、予測結果に対して騒音影響は低減されるものと考えます。</p> <p>② 事業実施区域及びその周辺は、建設作業に係る騒音規制法に基づく規制基準が適用されない地域ですが、本予測では参考として当該基準を「整合を図る基準又は目標」としました。</p>
262	<ul style="list-style-type: none"> 施設の稼働による騒音を予測していますが、その際の風向を明記することは可能でしょうか。 【本橋委員】 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の稼働に係る騒音の予測については、環境影響評価において一般的に用いられる音の伝搬理論式に基づき算定しております。この方法では、風向が予測条件となっていないため、明記することはできないものと考えます。なお、本予測では、風向に係わらず騒音影響が大きくなると想定される風況及び定常時の風況で予測を行っています。
—	<ul style="list-style-type: none"> 工事中もしくは施設の供用後に騒音・超低周波音等について、苦情が発生した場合の実施体制及び対応内容について、ご教示ください。 <p>【県営・市営事業共通】 【坂川委員：東北地方環境事務所長】</p>	【整理中】
【第6章 環境影響評価の結果 地形及び地質】		
338	<ul style="list-style-type: none"> p34において残土を破堤復旧に活用するとあるが、県のヒアリング結果をふまえ、残土の処理方法や植栽工などの工事内容について、貴見をご教示ください。(p831参照)。 <p>【坂川委員：東北地方環境事務所長】</p>	【整理中】

準備書 ページ	内 容	見 解
【第6章 環境影響評価の結果 風車の影】		
396	<ul style="list-style-type: none"> 施設の稼働に係る風車の影の評価における年間の日影時間について、予測・評価行うべきと考えられるが、貴見をご教示ください。 (参考にされた基準目標については、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」(環境省総合環境政策局、平成25年)において示されている海外のガイドラインの指針値「(実際の気象条件を考慮しない場合) 風車の影がかかる時間が年間30時間かつ1日30分を超えない」を参考にされたい。) <p>【坂川委員：東北地方環境事務所長】</p>	【整理中】
396	<ul style="list-style-type: none"> 施設の供用後に風車の影、シャドーフリッカー等について、苦情が発生した場合の実施体制、実態調査内容や対応内容について、具体的にご教示ください。 <p>【坂川委員：東北地方環境事務所長】</p>	【整理中】
【第6章 環境影響評価の結果 動物・植物・生態系】		
574	<ul style="list-style-type: none"> 渡り鳥の衝突確率について市事業のみの値が記載されているが、県事業と近接して行われることから、累積的影響(6基設置された場合の確率)について予測、評価するべきであると考えられるが貴見をご教示ください。 <p>【坂川委員：東北地方環境事務所長】</p>	【整理中】
576	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業実施区域は、我が国有数の渡り鳥の重要な飛来地として国指定最上川河口鳥獣保護区に指定されており、ガン・カモ類やハクチョウ類の渡りルート上に位置していることから、渡り鳥へのバードストライク等の影響を軽減する必要があると考える。渡り鳥の飛来のピークとなる時期における環境保全措置の考え方について、貴見をご教示ください。 <p>【坂川委員：東北地方環境事務所長】</p>	【整理中】
576	<ul style="list-style-type: none"> バードストライク発生時に学識経験者等と協議するとあるが、また現在想定している対応内容について、ご教示ください。 <p>【県営・市営事業共通】 【坂川委員：東北地方環境事務所長】</p>	【整理中】
581～	<ul style="list-style-type: none"> 風車設置予定地の東側に生育するクロマツ海岸林の材線虫病被害に関する 	<ul style="list-style-type: none"> 庄内海岸林において、平成23年度以降松くい虫被害が急増しており、庄内

準備書 ページ	内 容	見 解
	<p>現状把握の記載が見当たりません。仮に、風車設置後に被害が確認されるようなことがあれば、風車建設の影響があったと判断されることになります。現状を把握しておくべきと考えます。 【野堀委員】</p>	<p>森林管理署、山形県庄内総合支庁及び関係市町等により伐倒鬮除などの対策事業が実施されていることは認識しております。十里塚地区の国有林においても例外ではなく、松くい虫被害にあったクロマツが確認、処理されております。被害急増の要因については、冬季から春季の気温が高まりマツノマダラカミキリの羽化脱出期が早まっていることなどが挙げられておりますが、海岸林の松くい虫被害について、関係機関等のご協力をいただきながら、把握に努めてまいります。</p>
676	<p>・ オオタカについて海浜・砂丘地生態系内での飛翔は確認されないので注目種として選定しないとのことであるが、市、県の調査ともに海浜部での飛翔が確認されており、さらに県の準備書では選定されていることから、市の準備書においても注目種に選定し、影響の予測、評価を行うべきと考えるが、貴見をご教示ください。 【坂川委員：東北地方環境事務所長】</p>	【整理中】
677	<p>・ 両事業において重要な種や生態系への影響を予測する際の注目種等の選定が異なっている。両事業の位置は近接していることから、お互いの調査結果を共有したうえで、予測、評価を行うべきと考えるが、貴見をご教示ください。 【県営・市営事業共通】 【坂川委員：東北地方環境事務所長】</p>	【整理中】
【第6章 環境影響評価の結果 環境保全のための措置】		
849	<p>・ 事後調査の結果により、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合に事後調査期間の延長及び適切な対策を講じるとあるが、現在想定されている項目、また『著しい』とする判断基準、その対策について、ご教示ください。 【※県営・市営事業共通】 【坂川委員：東北地方環境事務所長】</p>	【整理中】
—	<p>・ 工事の実施や施設の供用により、バードストライクや渡り鳥、十里塚における庄内海岸の地形や植生、景観等への影響が懸念されているので、環境保全措置や事後調査、環境監視（事後モニタリング）等の実施について、県と</p>	【整理中】

準備書 ページ	内 容	見 解
	<p>市で協議検討して取り組むと解してよいか、貴見をご教示ください。 【県営・市営事業共通】 【坂川委員：東北地方環境事務所長】</p>	